

# 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる 清流の国づくり条例（案）の概要

## 前文

- 清流の恵みが地域の絆を深め、共生社会を徐々に形成。**本県の特徴**
- しかし、今なお障害者への差別や障壁が存在する。
- ↓
- 共生社会の構築に向け、県、障害者関係団体、市町村の三者が一体となつて主体的に取り組むことが必要。**本県の特徴**
- ↓
- 共生社会構築に向けて、県民挙げて取り組むことを宣言。

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

- ・差別をなくす取組、障害のある人とない人の交流促進に係る基本理念を定め、共生社会を実現する。

### 第2条（定義）

- ・「障害のある人」、「障害」、「社会的障壁」の定義

### 第3条（基本理念）

- ・障害者に対する基本的な考え方を規定
  - ①障害者の社会参加の機会の確保
  - ②障害者の居住選択の機会の確保
  - ③障害者のコミュニケーション手段の選択の機会の確保、選択の機会の拡大
  - ④障害者差別は県民全ての問題であるとの認識、理解促進
  - ⑤県外から訪れる障害者にも配慮**本県の特徴**

### 第4条（県の責務）

- ・県は、障害を理由とする差別解消、共生社会の構築のための施策を総合的かつ主体的に実施

### 第5条（障害者関係団体の役割）**本県の特徴**

- ・障害者関係団体は、障害者の意見を聴き、県、市町村への要請その他の支援を行う。
- ・障害者関係団体は、障害者に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村と協働し、施策に主体的に取り組む

## 第6条（市町村及び障害者関係団体との連携等） **本県の特徴**

- ・ 県、市町村、障害者関係団体の三者が三位一体となって主体的に取り組むこととし、県はそのための情報提供その他協力を行う
- ・ 県は、障害者関係団体の普及啓発その他必要な施策を講ずる

## 第7条（県民の役割）

- ・ 県民は、障害者の理解促進に努めるとともに、行政の施策に協力

## 第8条（事業者の役割） **本県の特徴**

- ・ 事業者は、障害者へ適当な雇用の場を与えるとともに、雇用の安定に努める

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

### 第9条（障害を理由とする差別の禁止）

- ・ 障害者に対する差別の禁止規定

## 第3章 共生社会実現施策

### 第10条（県民会議） **本県の特徴**

- ・ 県民意見を反映し県民一丸となって施策を進めるために県民会議を設置

### 第11条（啓発）

- ・ 県は、県民の障害者への理解を深めるための普及啓発活動を実施  
特に、白杖や障害者マークなどの普及に努める **本県の特徴**
- ・ 県は、手話を学ぶ機会を確保するとともに、手話を用いた情報発信に努める **本県の特徴**

### 第12条（教育の充実）

- ・ 県は、学校教育で、障害者の理解、手話の理解促進に努める

**本県の特徴**

### 第13条（交流の促進） **本県の特徴**

- ・ 県は、障害のある人とない人との交流を積極的に推進

### 第14条（顕彰） **本県の特徴**

- ・ 県は、共生社会実現に向け県民の模範となる行為をした者を顕彰

### 第15条（財政上の措置）

- ・ 県は、施策推進のため必要な財政措置を講ずる